

令和 8 年度  
認定こども園入園のしおり  
(重要事項説明書)



2025.12.1 改訂

田野町立幼保連携型認定こども園田野っ子

## 目 次

1 教育・保育方針	1
2 目指す子ども像	1
3 クラス編成と教育・保育目標	1
4 認定区分と保育の必要性について	2
5 入園手続きの流れ	4
6 入園申込みに必要な書類等	5
7 周辺地図	6
8 園舎平面図	6
9 事業の運営主体	7
10 施設概要	7
11 教育・保育を提供する時間	7
12 休園日	8
13 職員体制	8
14 利用料金	9
15 支払方法	9
16 服装について	10
17 保護者に用意していただくもの	10
18 一日の生活の流れ	13
19 主な年間行事	14
20 健康診断、健康管理について	15
21 感染症対策について	16
22 新入園児の慣らし保育について	16
23 給食等について	16
24 嘴託医・嘴託歯科医・嘴託薬剤師	18
25 地域防災拠点、広域避難場所	18
26 緊急時における対応	18
27 非常災害時の対応	18
28 苦情相談窓口	19
29 連携施設	19
30 登園・降園について	19
31 地域子ども子育て支援事業	20
32 守秘義務及び個人情報の取扱いについて	21

## 1 教育・保育方針

田野町教育行政の基本理念「自分の可能性を信じ、夢に向かって努力できる子ども達の育成」「心豊かで、たくましい人づくり」を目指し、“環境をとおして行う教育及び保育”を通じ、乳幼児期から小中高校まで貫く学力の中核、資質・能力の基礎「知識・技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力・人間性等」及び「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」として生きる力の基礎を育む。

また、以下の5項目を重点的に取り組む教育・保育の柱とする。

① 人権の尊重	④ 地域との連携
② 食育の推進	⑤ 小学校等との接続
③ 保護者支援と連携	

## 2 目指す子ども像

『明るく、たくましく、心豊かな田野っ子』

元気な子 ～基本的生活習慣 丈夫な体 たくましさ～  
やさしい子 ～あいさつ 人を大切にする心 自然を愛する心～  
伸びゆく子 ～知的好奇心 探求心 豊かな感性 表現力～

## 3 クラス編成と教育・保育目標

保育部	0歳児 〈りす組〉	◎生理的欲求が満たされ安定した生活リズムで過ごす。 ◎温かくゆったりとした雰囲気の中で過ごすことを喜ぶ。 ◎その時の子どもの動きや姿勢で自由に移動しながら様々なものに触れて遊ぶ。
	1歳児 〈うさぎ組〉	◎「イヤ」「自分で」という気持ちを受け止められ、自分の思いを仕草や言葉で表現する。 ◎保育者に大事にされていることを感じ、人に関わることを喜ぶ。 ◎好きな場所やものでひとり遊びを楽しむ。
	2歳児 〈こあら組〉	◎身の回りのことを自分でしようとする。 ◎自己主張を受け止められ、自分の思いを言葉で伝えるようになる。 ◎多様な素材に触れて体や言葉で表現しようとする。 ◎保育者や友達と体を動かして見立てやつもりを共有して遊ぶ。
幼稚部	3歳児 〈ぱんだ組〉	◎自分のことは自分でしようとする。 ◎保育者や友達に親しみ、好きな場所や遊びを見つけて安心して過ごす。 ◎伸び伸びと活動する楽しさを味わう。 ◎身近な素材に触れ感触を味わい、思い思いに表現する。
	4歳児 〈くま組〉	◎自分の力を発揮して生活しようとする。 ◎好きな遊びに集中して取り組み思いや動きを言葉で表現し友達と共有する。 ◎保育者や友達と一緒に様々な活動に取り組み、経験を広げる。 ◎イメージや考えを出し工夫しながら遊びを進める。
	5歳児 〈きりん組〉	◎主体的に遊びや生活に取り組み、充実感を味わう。 ◎友達と思いを伝えあいながら遊びを進める。 ◎自分なりの目標をもち挑戦し粘り強く取り組む。 ◎様々な体験をとおして興味や関心を深め探求する。

#### 4 認定区分と保育の必要性について

認定こども園に入園するためには、「お子さんの年齢」と「保育の必要性の有無」によって1号から3号までのいずれかの認定を受ける必要があり、保護者の就労等の状況に応じて認定区分を決定します。

認定区分	対象となる児童	年齢	保育の必要性	利用時間区分
1号 (教育認定)	幼児期の教育を希望される家庭の児童	満3歳以上 (小学校就学の始期まで)	不要 (教育を希望)	教育標準時間
2号 (保育認定)	保護者の就労等の事由により保育を必要とする家庭の児童	満3歳以上 (3歳の誕生日の前日から小学校就学の始期まで)	必要 (保育を希望)	保育標準時間 又は 保育短時間
3号 (保育認定)		満3歳未満 (0歳から 3歳の誕生日の前々日まで) ※0歳児は生後6か月から		

## ○ 2号・3号認定に係る「保育を必要とする事由」及び「入園期間・保育時間」

入園期間は最長1年間（当該年度末まで）です。翌年度も継続して利用される場合は再度手続き（現況届）が必要となります。手続方法は次ページを参照ください。年度途中で保育を必要とする事由に変更がある場合も再度申請が必要です。

保育を必要とする事由	入園期間	保育時間
月48時間以上の就労	当該年度末まで	月120時間未満 短時間 月120時間以上 標準時間
疾病・障害	医師の診断書等に記載 されている療養等の期間	標準時間
親族の介護・看護	医師の診断書等に記載 されている看護・介護期間	標準時間
災害復旧	復旧に要する期間	標準時間
求職活動	3ヶ月	短時間
就学または職業訓練	卒業または修了の日まで	標準時間
妊娠・出産	産前産後 各8週間	標準時間
妊娠・出産 (産後6か月間)注1	産後 8週以降6ヶ月まで	短時間
育児休業（継続児のみ）	育児休業終了日まで	短時間
その他町長が必要と 認める場合	町長の認める期間	事由に応じて決定

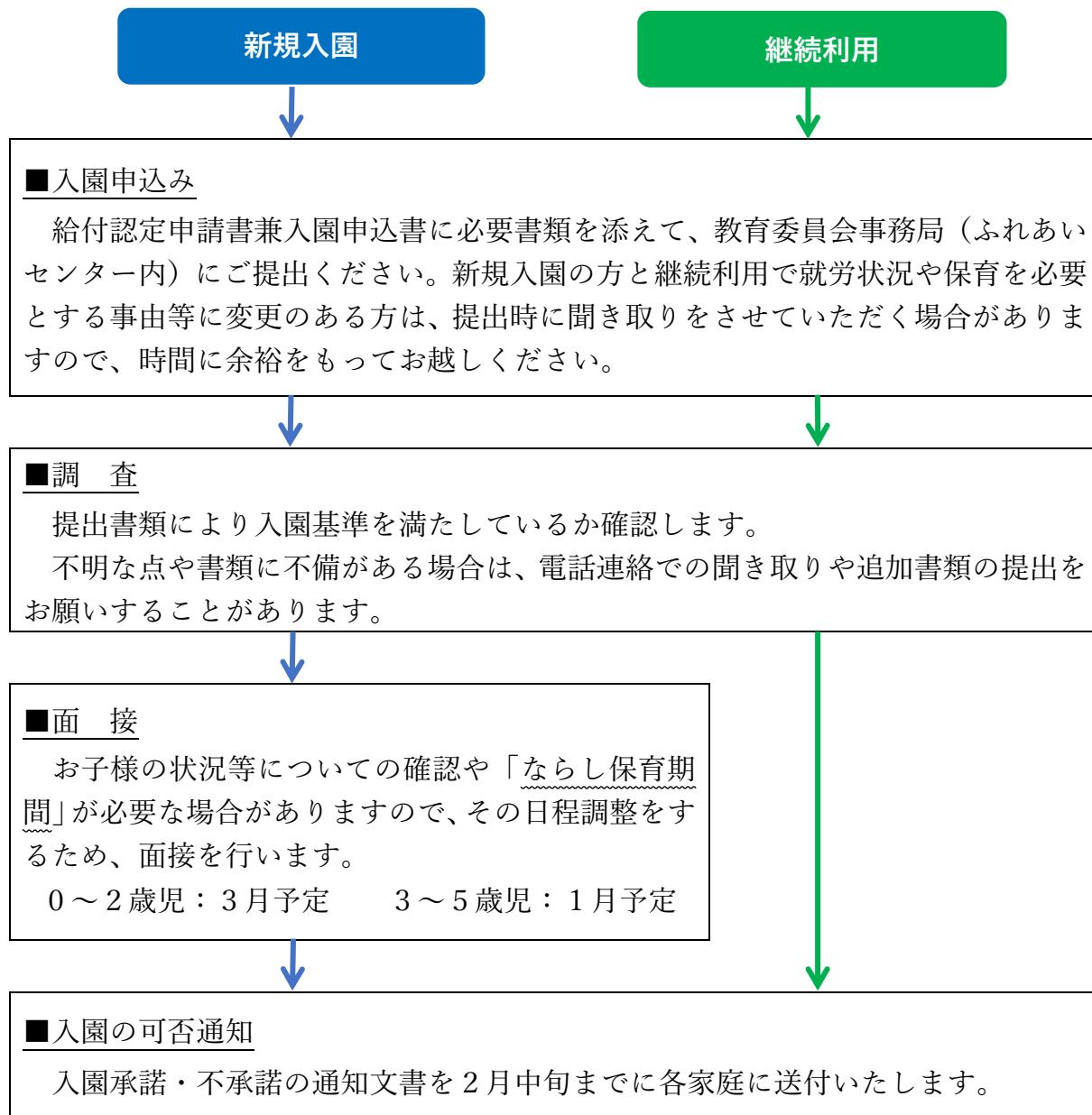
※育児休業の「継続児」は、育児休業取得前から入園している兄弟姉妹を指します。

注1 認定事由は「その他町長が必要と認める場合」となります。

## 5 入園手続きの流れ

認定こども園は、入園期間が1年間となっていますので、新規入園の方、継続して利用される方、どちらも年度ごとに入園申込書の提出が必要です。

※入園申込みの必要書類は、次ページに記載しています。



### ○変更の届出

- (1) ご家庭の状況、住所、勤務先等に変更が生じた場合は、ただちに園へ報告をしてください。園を通じて教育委員会で変更を受け付けます。
- (2) 退園するときは、園に届出るとともに、教育委員会で手続きを行ってください。

## 6 入園申込みに必要な書類等

### (1) 1号認定〔3～5歳児で保育を必要としない方〕

- ①教育・保育給付認定申請書 兼 認定こども園入園申込書
- ②提出者の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ③世帯員全員の個人番号が確認できる書類等（前年度提出済の方の分は不要）  
マイナンバーカードまたは個人番号が記載された住民票

※注：制度改正により「個人番号通知書（通知カード）」は個人番号の確認書類として使用できません。

### (2) 2号・3号認定〔0～5歳児で保護者に就労等の保育を必要とする事由がある方〕

- ①教育・保育給付認定申請書 兼 認定こども園入園申込書
- ②提出者の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ③世帯員全員の個人番号が確認できる書類等（前年度提出済の方の分は不要）  
マイナンバーカードまたは個人番号が記載された住民票

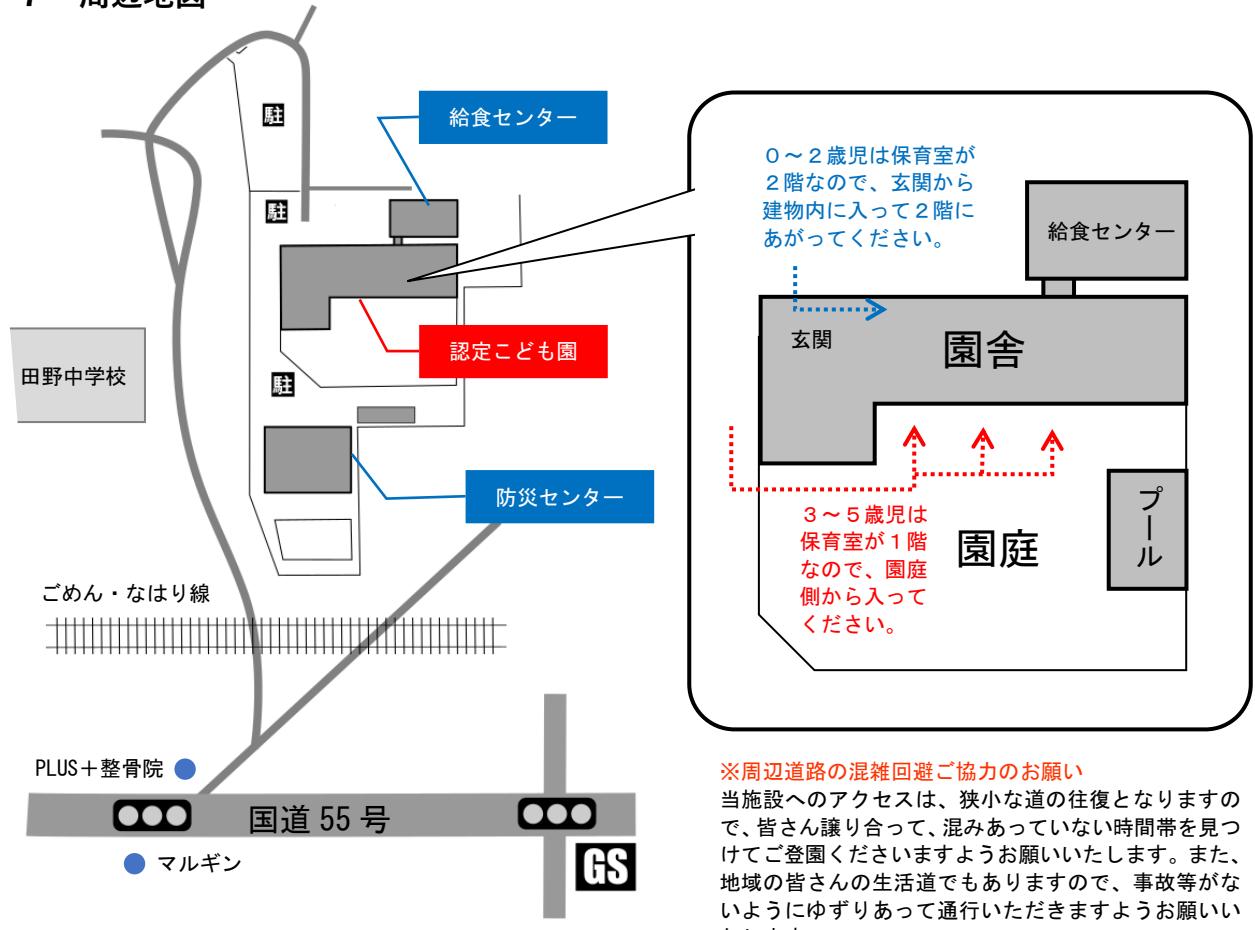
※注：制度改正により「個人番号通知書（通知カード）」は個人番号の確認書類として使用できません。

#### ④保育を必要とする事由が確認できる書類

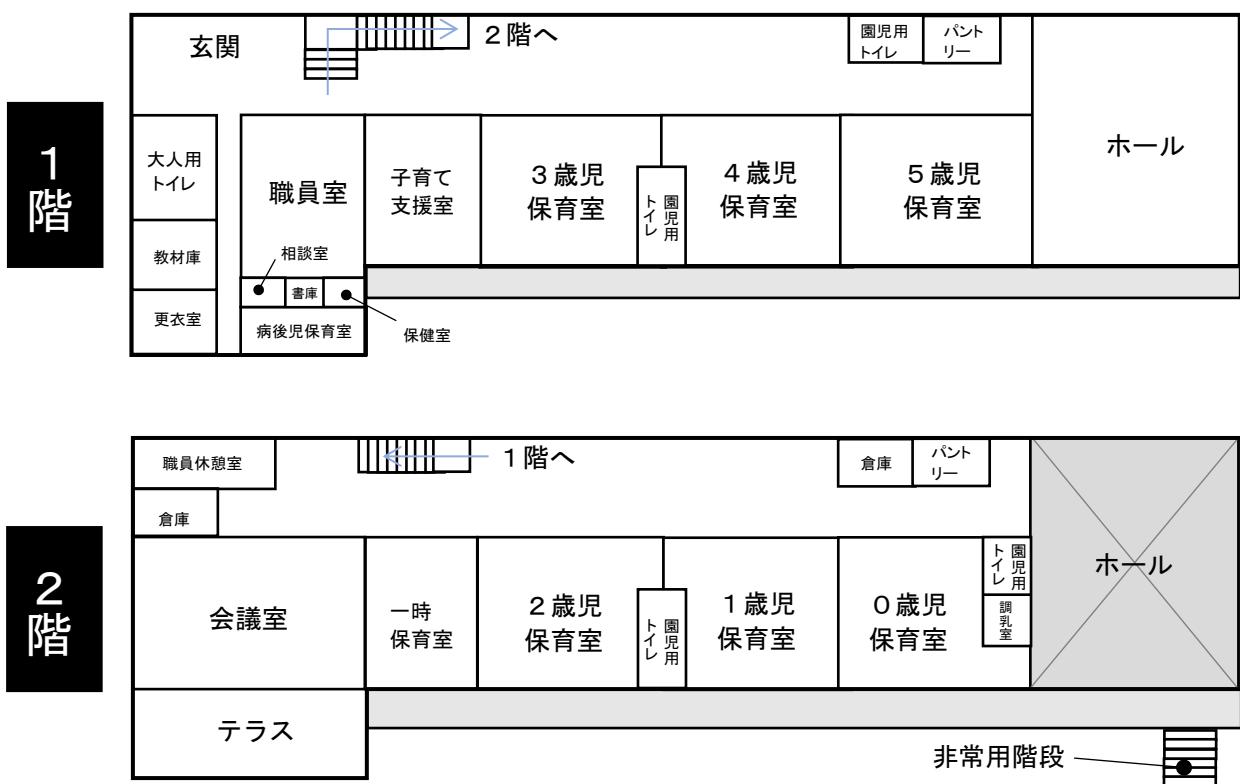
※年度途中に保育を必要とする事由が変更となった場合は、事由に対応した書類の再提出が必要となりますので、必ず教育委員会にご連絡ください。

保育を必要とする事由	必要書類
就 労	就労証明書（雇用主に依頼） *自営業、農業、漁業等の方は居住地区の民生委員に依頼
疾 病	病気・ケガ等の診断書
障 害	障害者手帳（状況が確認できる部分をコピーさせていただきます）
介 護 ・ 看 護	就労等証明書（居住地区の民生委員に依頼）
災 害 復 旧	り災証明書等、被害状況のわかる書類
求 職 活 動	ハローワーク発行の求職状況証明書
就 学	入学通知書、在学証明書等
妊 娠 ・ 出 産	母子健康手帳 (状況が確認できる部分をコピーさせていただきます)
そ の 他	保育を必要とする状況が確認できるもの

## 7 周辺地図



## 8 園舎平面図



## 9 事業の運営主体

事業者の名称	田野町
事業者の所在地	高知県安芸郡田野町 1828 番地 5
事業者の電話番号・FAX	電話：0887-38-2811 FAX：0887-38-2044
代表者氏名	町長 坂本 正徳

## 10 施設概要

種別	幼保連携型認定こども園			
名称	田野町立幼保連携型認定こども園田野っ子			
所在地	高知県安芸郡田野町 1594 番地			
電話番号・FAX	電話：0887-32-1151 FAX：0887-32-1152			
園長名	野村 倫子			
開設年月日	令和4年4月1日			
利用定員（年齢別）	3歳児	4歳児	5歳児	
	1号認定	5	5	5
	2号認定	20	20	20
	0歳児	1歳児	2歳児	
	3号認定	15	20	25
取扱う保育事業	余裕活用型一時預かり事業（未入園児） 幼稚園型一時預かり事業（1号認定のみ） 延長保育事業（保育短時間認定者のみ）			

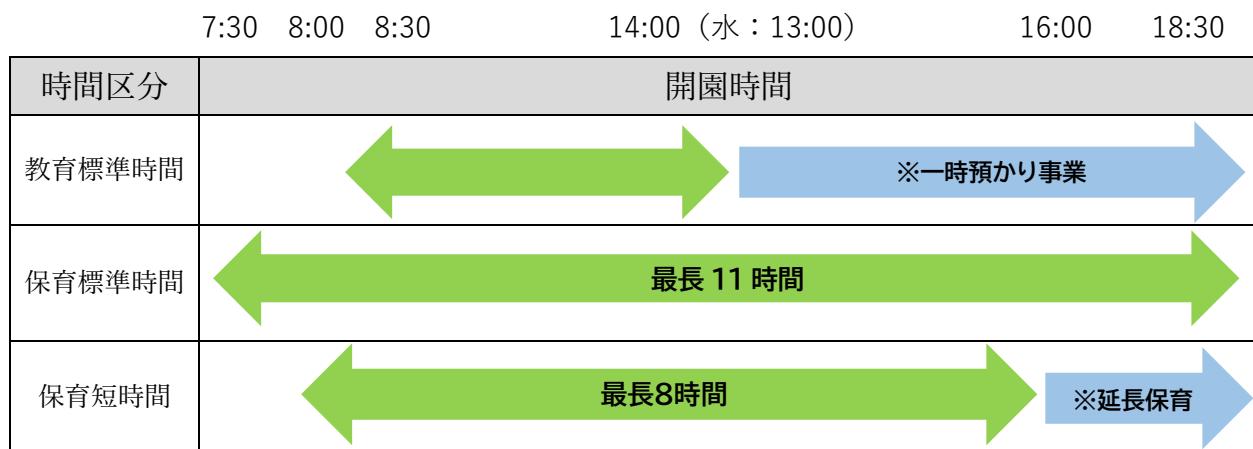
## 11 教育・保育を提供する時間

認定区分	時間区分	利用時間
1号	教育標準時間	月、火、木、金曜日 午前8時30分～午後2時 水曜日 午前8時30分～午後1時
2号・3号	保育標準時間 (最長11時間)	月曜日～土曜日 午前7時30分～午後6時30分
	保育短時間 (最長8時間)	月曜日～土曜日 午前8時～午後4時

※2・3号認定児の土曜日の利用については、事前の届け出と毎週木曜日までに利用申し込みが必要です。

※利用時間(特に降園時間)は厳守をお願いします。

## 〈利用時間の目安〉



※一時預かり事業及び延長保育を利用される場合は、事前に利用申し込みが必要です。

## 12 休園日

対象	休園日・休園期間
全 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜日</li> <li>・国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に定める休日</li> <li>・12月29日から翌年1月3日まで</li> </ul>
1号のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜日</li> <li>・学年始休業日 4月1日から4月6日まで</li> <li>・夏季休業日 7月21日から8月31日まで</li> <li>・冬季休業日 12月26日から翌年1月7日まで</li> <li>・学年末休業日 3月25日から3月31日まで</li> </ul>

## 13 職員体制

園長	認定こども園の管理運営、職員の統括をします。
教頭	<p>園長の補佐を行います。</p> <p>苦情解決者として苦情の受付・解決にあたります。</p> <p>建物や備品の保全管理や経理事務を行います。</p>
主任	教育・保育業務の統括をします。
保育教諭	教育・保育計画に基づき教育・保育を行います。また家庭との連絡等の業務を行います。
補助員	保育教諭の補助、その他園運営全般の補助を行います。
用務員	施設の清掃・美化作業及び雑務を行います。

## 14 利用料金

3～5歳児の保育料及び授業料は、国の施策により無償化されています。また、当町に住所を有し、現に居住しているお子さまにつきましては、延長保育料、給食費及び0～2歳児の保育料も町の子育て支援施策により無償化しています。

全入園児	給食費	無料 ※広域入園の場合は、 主食費 3,000円、副食費 4,500円
	その他（個別徴収金）	保育用品代を必要に応じて徴収
1号認定	幼稚園型一時預かり事業	1日あたり 200円（月上限 3,000円） ※子ども・子育て支援法第30条の5の規程に基づく認定を受けた場合は、国の無償化の対象となります。
2号認定 3号認定	延長保育（保育短時間認定者が特別な事由がある際に開園時間の範囲内で利用可能）	1日あたり 200円 ※当町に住所を有し、現に居住している園児は無料です。
3号認定	保育料（利用者負担）	無料 ※広域入園の場合は、居住する市町村が定める利用料となります。
未入園児	余裕活用型一時預かり事業	全日額 2,000円 半日額 1,000円

## 15 支払方法

全入園児	給食費 ※広域入園の場合	納付書により支払い
	その他（個別徴収金）	必要に応じて集金袋にて徴収
1号認定	幼稚園型一時預かり事業	納付書により支払い
2号認定 3号認定	延長保育（保育短時間認定者が特別な事由がある際に開園時間の範囲内で利用可能）	納付書により支払い
3号認定	保育料（利用者負担） ※広域入園の場合	納付書により支払い
未入園児	余裕活用型一時預かり事業	納付書により支払い

## 16 服装について

動きやすく、脱ぎ着しやすい服装をお願いします。過度な装飾のある服、汚れて困るような服装は避けるようにしてください。

0～2歳児	ひもや大きなフード等引っかかりやすい服は避けてください。また、ロンパースや同形の服装はお断りします。 
3～5歳児	自分で脱ぎ着しやすい服装をお願いいたします。

## 17 保護者に用意していただくもの

### (1) 入園時・幼稚部進級時にご用意（ご提出）いただくもの

#### ① 書類（入園時）

児童票Ⅰ：住所、家族構成、就労状況等

児童票Ⅱ：入園前の児童の健康、体調、成育歴、発達状況等

緊急連絡カード（引き渡しカード）：児童の緊急時・災害時の緊急連絡先等、  
通園時の交通手段及び通園路

保育時間調査：就労状況等における登・降園時間調査

#### ② 教育・保育等に必要なもの ※すべての物に記名をお願いします。

保育部 0～2歳児	・布団、布団カバー、布団袋：毎週末持ち帰ります。 ・絵本袋：毎週末、絵本の貸し出しを実施しています。 ・通園カバン：特に規定はありませんが、乳児はマザーズバッグのようなものが多いです。 口の広い出し入れのしやすい物を選びましょう。 ・消耗品類：ティッシュペーパー（ボックス型） ビニール袋（ひも付きかボックス型） ※消耗品類は、無くなりましたら担任よりお知らせいたします。 新しいものを持たせてください。
--------------	---

幼稚部  
3～5歳児

- ・上履き：白色を基調とした足に合ったものをご用意下さい。  
毎週末持ちります。上履きを入れる袋もご用意下さい。
- ・通園靴：足に合ったものを履かせて下さい。運動や遠出のできる靴をお願いします。サンダル類は禁止です。
- ・通園帽：町交通安全協会から贈呈されます。毎日かぶって登園しましょう。登園・降園時は黄色、登園後はクラスの色に変えてかぶります。
- ・着替えを入れる手さげバッグ
- ・汚れ物入れ袋（ビニールバッグ等）
- ・防災頭巾：地震、火災等の避難訓練における危機管理のために防災頭巾の着用を義務化しています。保育用品として販売していますので、申込書にて申し込み下さい。
- ・お箸、箸袋：給食は、全員お箸で食べます。スプーン・フォークは（3歳児のみ）必要ありません。毎日きちんと洗い、お箸袋に入れて持たせましょう。お箸箱は、自分で開閉できるものを選んでください。
- ・コップ、歯ブラシ：ひもで吊るせるような巾着袋に入れて下さい。  
歯磨き粉は持たせないで下さい。
- ・布団、布団カバー、布団袋：毎週末持ちります。※1号認定児は不要
- ・絵本袋：6月から毎週末、貸出絵本を実施しています。
- ・通園カバン：特に規定はありませんが、肩掛けカバンが多いです。  
口の広い出し入れのしやすい物を選びましょう。
- ・消耗品類：ティッシュペーパー（ボックス型）  
ビニール袋（ひも付きかボックス型）

※消耗品類は、無くなりましたら担任よりお知らせいたします。  
新しいものを持たせてください。

※保育用品につきましては、前年度2月頃全員に申込書を配布し、購入希望を取ります。

進級後集金しますので合計金額をご準備のうえ担任まで提出してください。金額は個別購入数のため個人差があります。

(2) 毎日持参いただくもの ※すべての物に記名をお願いします。

区分	物品名	数量
保育部 0~2歳児	通園カバン	1
	連絡帳	1
	ひも付き手拭きタオル	1
	体拭きタオル (フェイスタオルサイズ)	2
	着替え	
	・ズボン	2
	・上 着	2
	・肌着等	2
	食事・おやつ用エプロン	3
	おしほり※容器不要	3
	ビニール製袋 (ひも付き)	
	・おしほり 3枚程度が入るもの	1
	・1日分の汚れた衣服が入るもの	1
	水筒 (水分補給のためお茶等)	1
幼稚部 3~5歳児	歯ブラシ、コップ (発達に応じて)	1
	お箸、箸袋 (発達に応じて)	1
	パジャマ (2歳児のみ)	1
	紙おむつ (パック入りおしりふき)	
	※定期購入サービスを申し込んでいない方	6~10
	通園カバン	1
	シール帳／連絡帳 (3歳児のみ)	1
	ひも付き手拭きタオル	1
	体ふきタオル (普通サイズ)	2
	着替え	一式
	※自分で脱ぎ着しやすい服を用意して下さい。 着脱の難しい服はご遠慮ください。	(お子さまの汚れ物の頻度に 合わせてご用意ください)
	水筒	1
	歯ブラシ、コップ	一式
	お箸、箸袋 (3歳児のみ9月まで)	一式
	通園帽	1
	ハンカチ、ポケットティッシュ	各1
	着替えを入れる手さげバッグ	1
	汚れ物入れ袋 (ビニールバッグ等)	1

## 18 一日の生活の流れ

幼稚部 3～5歳児		保育部 0～2歳児
1号認定	2号認定	3号認定
<u>7:30～</u> 開園 【2号認定】保育を受ける		<u>7:30～</u> 開園 保育を受ける
<u>8:30～</u> 【1号認定】登園し挨拶をする 持ち物の始末をする		登園し挨拶をする 持ち物の始末をする
<u>9:00</u> 好きな遊び 先生や友達と一緒に楽しむ活動 異年齢の友達とかかわる生活や遊び 自然や動物、植物に親しむ活動 目的をもって考えたり工夫したりする活動 等		<u>9:00</u> 好きな遊び 午前のおやつ 人や物、環境に刺激を受けて遊ぶ 体を動かして遊ぶ 絵本の読み聞かせ等
<u>11:30</u> 配膳・給食 歯みがき		<u>11:00</u> 給食準備・給食 歯みがき
<u>13:00</u> 絵本の読み聞かせ等 降園活動		<u>12:30</u> 午睡
<u>14:00</u> 降園	<u>13:30</u> 午睡	<u>15:00</u> 起床・午後のおやつ 好きな遊び
	<u>15:30</u> 起床・おやつ 自ら選んで行う活動	<u>16:00</u> 順次降園
	<u>16:00</u> 順次降園	
	<u>18:30</u> 閉園	<u>18:30</u> 閉園

### ○ 3～5歳児の日中活動について

本施設は、幼保連携型認定こども園ですので、1号認定子ども・2号認定子どもともに同じ活動（幼稚園と同等の教育活動）を実施するようにしています。

## 19 主な年間行事

月	行事名
4月	始業式 入園式 保護者会総会 家庭訪問 交通安全教室 尿検査 火災避難訓練
5月	梅とり・ジュースづくり 内科健診 歯科検診 小学校との連絡会 地震避難訓練
6月	歯みがき教室 夜間懇談会 プール開き（幼稚部） 地震避難訓練
7月	プール開き（保育部） 七夕まつり 夏まつり 個人懇談会 地震避難訓練 終業式
8月	登園日（1号認定） 鮎のつかみどり 火災避難訓練
9月	始業式 プール納め（幼稚部・保育部） 就学前知能テスト 交通安全教室 地震避難訓練
10月	運動会 芋ほり遠足 小学校入学説明会・就学前健診 火災避難訓練 尿検査 内科健診 歯科検診
11月	遠足 個人懇談会 人形劇観劇 緊急地震速報訓練 食改さんとクッキング（5歳児）
12月	クリスマス発表会 クリスマス会 火災避難訓練 終業式
1月	始業式 鏡開き 交通安全教室 総合火災避難訓練 新入児親子面接（新3歳児）
2月	豆まき 体験入園 入園説明会 夜間懇談会・子育て講演会 体験入学 食改さんとクッキング（4歳児） 小学校との引継会 防犯教室 地震避難訓練
3月	ひなまつり 火災避難訓練 愛園作業 保護者会総会 お別れ会 お別れ遠足 卒園式 修了式
備考	毎学期…園内研修（研究保育・事例研修） 毎月…誕生会 避難訓練 身体測定 挨拶の日&防犯day 月曜日…集会 フッ素洗口（4・5歳児） 水曜日…英語活動（3・4・5歳児月1回） 職員会 金曜日…絵本貸し出し 金曜日または土曜日…シーツ洗濯日

## 20 健康診断、健康管理について

### (1) 健康診断

入園児健康診断（内科健診）	全入園児（途中入園を除く）2回
歯科検診	全入園児（途中入園を除く）2回
尿検査	全入園児（途中入園を除く）1回

### (2) 健康管理、病気の時の対応

健康管理	登園時における視診 連絡帳または口頭による健康状態の変容の連絡
体温測定	0・1歳児は、1日1回以上 2歳児以上は、必要に応じて実施
発熱時の対応	37.5度を目安として発熱の状況を判断 乳児においては、平熱が高い場合もあるので、日頃の検温の状況 から判断し、保護者に連絡
「登園許可書」 について	厚生労働省より提示されている「保育所における感染症対策ガイドライン」より、感染症等に罹患したお子さまの登園に際し、 ① 認定こども園内での感染症の集団発生や流行につながらないこと ② 子どもの健康（全身）状態が認定こども園での集団生活に適応できる状態に回復していること等に基づき対応 同ガイドラインにおいて、回復時の登園基準として、医師の意見書が明示され、これをもとに当園での登園許可書を作成 感染症等に罹患した場合は、医師記入の「登園許可書」を提出の上、登園となります。
認定こども園内 での投薬	上記の「登園許可書」提出により、内服・塗付薬等実施 病院で処方された薬のみの預かりとなります。 解熱が目的の坐薬や頓服の投与はしていません。 熱性痙攣等の症状をお持ちの場合はご相談ください。「与薬依頼書」を提出いただき、対応します。 飲み薬は、1回分に分けてお持ちください。 塗り薬は、1週間毎の預かりが可能です。

## 21 感染症対策について

感染症または食中毒等が発生、または蔓延しないように、厚生労働省発出の 2018 年改訂版「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

## 22 新入園児の慣らし保育について

園での集団生活に徐々に慣らしていくために、0～2歳児については2週間程度（保育所等で集団生活を経験されている方については、様子を見て期間を短縮します。）、3歳以上は3～5日程度の慣らし保育期間が必要です。特に乳幼児は、一人ひとりの状態によって、生活の流れには個人差があります。無理のないように園生活に慣れていただければと思います。

慣らし保育期間中は、お子さまの状況を見ながら徐々に利用時間を伸ばしていく形となり、お迎え時間が早くなりますので、お仕事をされている方につきましては、事前に勤務先と調整をお願いいたします。なお、お仕事の都合により、慣らし保育期間が十分に取れないご家庭もあるかと思いますので、お子さまの状況やご家庭の事情により、対応していきたいと思いますのでご相談ください。

## 23 給食等について

給食については、0～2歳児と3～5歳児で提供内容が異なるため別献立になります。詳細は以下のとおりです。

### 【0～2歳児】

献立は、中芸広域連合保健福祉課所属の栄養士による栄養管理の下、立案されています。給食等の調理は、敷地内調理とし、提供については、完全給食とし1日当たり、午前の間食・昼食（主食を含む）・午後の間食の3回提供します。

献立の配布については、提供の前月末に配布します。

提供する摂取カロリーは、平均550 kcalとし、0・1・2歳児の1日当たりの総摂取カロリーの半分程度とします。

### 〈0歳児の離乳食期におけるミルク等の提供について〉

入所前面接において、お子さんの飲用しているミルクのメーカー及び品名等、お知らせいただき、ご指定のミルクの提供を行います。

### 〈アレルギー対応について〉

当園は、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に則り、適切な対応に努めています。

離乳食の提供においては“離乳食カード”に家庭での食物摂取状況等ご記入いただきます。離乳食完了期に至るまでは、アレルギー症状等の誘発防止のため、家庭で摂食経験のある食材を使用し、離乳食として提供します。

食物等によるアレルギー症状があった場合は、医師による診断の下、【食物アレルギー調査票 様式1】【園・学校におけるアレルギー疾患生活管理指導表 様式2】【食物アレルギー除去食依頼書 様式3】【食物アレルギー対応給食申請書 様式4】を提出していただき、対応が可能と判断された場合は、除去食の提供を実施します。

除去食の提供については、再評価として、年度毎に医師による診断及び、更新・除去停止等の指示を受け、必用な書類を提出していただきます。

- ・入園申込み後、親子面接時の聞き取り
- ・アレルギー食材除去食の提供

### 【3～5歳児】

献立は、田野町教育委員会所属の学校栄養教諭による栄養管理の下、立案されています。また、学校等の長期休業期間中の給食の献立につきましては、中芸広域連合保健福祉課所属の栄養士により立案されます。給食の調理は、隣接する給食センターで調理します。

献立の配布については、提供の前月末に「学校給食予定献立表」を配布します。

### 〈アレルギー対応について〉

食物等によるアレルギー症状があった場合は、医師による診断の下、【食物アレルギー調査票 様式1】【園・学校におけるアレルギー疾患生活管理指導表 様式2】【食物アレルギー除去食依頼書 様式3】【食物アレルギー対応給食申請書 様式4】を提出していただき、対応が可能と判断された場合は、除去食の提供を実施します。

除去食の提供については、再評価として、年度毎に医師による診断及び、更新・除去停止等の指示を受け、必用な書類を提出していただきます。

- ・入園申込み後、親子面接時の聞き取り
- ・入園式時、栄養教諭との懇談
- ・アレルギー食材除去食の提供
- ・個別学校給食予定献立表の確認・共有

## 24 嘴託医・嘴託歯科医・嘴託薬剤師

以下の医療機関（内科・歯科）と嘴託医契約をしています。

	内 科	歯 科
医療機関名	医療法人臼井会 田野病院	普光江歯科医院
医院長名	島崎 洋成	普光江 洋
所在地	高知県安芸郡田野町 1414 番地 1	高知県安芸郡田野町 2147 番地 3
電話番号	☎0887-38-7111	☎0887-38-2327

以下の薬局と嘴託薬剤師契約をしています。

薬局名	はまゆう薬局
担当薬剤師	戸田 憲
所在地	高知県安芸郡田野町 1810 番地 2
電話番号	☎0887-38-2151

## 25 地域防災拠点、広域避難場所

地域防災拠点	風 水 害：田野町防災センター 地震・津波：田野中学校、田野町防災センター
広域避難場所	田野町防災センター・防災広場
その他	中芸消防署

## 26 緊急時における対応

保育・教育時間中に子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。または、嘴託医、子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を優先させ、当園が、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承願います。

## 27 非常災害時の対応

非常災害時に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報、および連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知させるとともに、毎月1回以上避難および消火、救出その他の必要な訓練を実施しています。

防火管理者	教頭
消防計画届出年月日	令和4年3月15日
避難訓練	地 震：7回／年 火 災：6回／年 中芸消防署との合同訓練：2回／年
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、ガス漏れ報知器、非常警報装置、消火器、その他カーテン・敷物・建具等の防炎処理

## 28 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおりとし、面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

相談・苦情受付担当者 ※担当者が不在の場合は、 その他の職員にお申し出 ください。	教育委員会事務局 <b>0887-38-2511</b> 認定こども園担当 吉村 美紀  認定こども園田野っ子 <b>0887-32-1151</b> 保育部主任（0～2歳児担当） 白石悠希 教頭 （3～5歳児担当） 柴原木綿子
相談・苦情解決責任者	教育委員会事務局 <b>0887-38-2511</b> 教育次長 西山純平
第三者委員	田野町主任児童委員：小林幸二

## 29 連携施設

連携施設の種類	児童発達支援センター 障害児相談支援事業所 保育所等訪問支援事業所
名称	社会福祉法人 ぶらうらんど Kouminkan たの
所在地	高知県安芸郡田野町上ノ岡 4462 番地 58
連携協力の概要	支援を要するお子さんの並行通園



## 30 登園・降園について

道路交通法第71条の3第4項に基づき、自動車の運転者は、乳幼児用補助装置（チャイルドシート）を使用せず、6歳未満の乳幼児を乗車させて自動車を運転してはなりません。登・降園時の送迎の際には、道路交通法を遵守し、お子さまの安全に配慮しましょう。

駐車場に限りがあり、登・降園時においては、混雑する場合がございます。安全を確認した上での乗降をお願いします。

日頃送迎をしている方以外のお迎えとなる場合は、あらかじめお知らせください。

## 31 地域子ども子育て支援事業

### (1) 幼稚園型一時預かり事業

1号認定の方で、突発的な所用等により、教育標準時間外に保育が必要となった場合、こども園の開園時間（午前7時30分～午後6時30分）を上限として、一時預かり事業を利用できます。

利用にあたりましては、事前に園にご連絡いただくとともに「保育を必要とする事由」が確認できる書類等が必要となります。

(注)本事業は、年に数回程度という一時預かり利用を希望される方のための事業です。日常的に教育標準時間外に保育が必要となった場合は、2号認定で本施設をご利用くださいようお願いいたします。

### (2) 延長保育事業

2号・3号認定子どもで保育短時間認定（8時間）の入園児が、突発的な所用等により、8時間を超えて保育が必要となった場合、こども園の開園時間（午前7時30分～午後6時30分）を上限として延長保育を利用できます。

利用にあたりましては、延長を必要とする事由と希望時間を事前に園にご連絡ください。

### (3) 余裕活用型一時預かり事業

認定こども園に未入園の2歳児以下の低年齢児を対象とした一時預かり事業を実施しています。

保護者が急病や育児疲れ、突発的な所用等により一時的に家庭での育児が困難な場合にお子さまをお預かりします。

当町の一時預かり事業は余裕活用型で運用しており、受入定員に空きがある場合のみ利用可能となっております。（感染症流行時において、園内で流行している場合はお断りする場合があります）利用を希望される場合は、空き状況や手続き方法等につきまして、教育委員会にお問い合わせください。

利用料は、半日 1,000 円、全日 2,000 円です。

### **32 守秘義務及び個人情報の取扱いについて**

入園に際して徴取した園児やご家族等の個人情報等につきましては、特定教育・保育に係る施設型給付費の支給決定事務及び園活動の適切な運営以外の目的では使用いたしません。

# MEMO

